

## 条例に関する論点整理

## 1 取り巻く現状

- 今、日本は世界有数の長寿国となり、人生 80 年、90 年を享受しているが、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命は、本県では、平成 22 年時点で男性は 70.78 歳、女性は 73.87 歳となっており、いわゆる平均寿命よりも男性で 9.19 年、女性で 12.41 年短くなっている。
- 県は、県民の健康寿命を延伸し、社会保障制度を持続可能なものとなるよう、県民の健康づくりとして「生活習慣の改善と社会環境の改善」並びに「生活習慣病の発症予防及び重症化予防」に取り組んできたが、県民や取り巻く社会環境への広がり是一部にとどまっている。

## 《各方面からの意見》

## 【平成 29 年 6 月 12 日「健康長寿安心やまがた推進本部会議」】

- 「・・・県民一人ひとりが健康に対する意識をさらに高めて行動にもつながるよう、県全体で一体的な取組みを進めるためには、県条例の制定が必要だと思う。・・・」
- 「・・・従業員の健康に対する経営者の意識がまだまだなので、県が健康づくりに対する企業の在り方を示すということが大切だ。・・・」

## 【平成 29 年 9 月 12 日「山形県社会福祉政策・予算重点要望」】

- 「・・・県民、企業、団体あげて取り組めるような健康づくりを強力に推進するための条例を制定するなど、環境整備に取り組むこと・・・」

## 2 課題

- 健康やまがた安心プランの計画期間中間年の現状を踏まえ、今後さらに県民の健康づくりを進めるには、県民の生活習慣の改善が重要であり、健康づくりの主体である県民一人ひとりの意識の高揚が必要であると考えられる。
- 県民の健康づくりは、日頃の生活習慣の改善と自らの健康状態の把握が基本であると考えられる。
- 健康づくりに関する情報が氾濫する中で、県民の健康づくりが効果的なものとするためには、県民は健康づくりに関する正しい知識を習得する必要があると考えられる。
- 県民の健康づくりの推進において重要な課題の一つに現役世代の健康づくりがある。事業主は、従業員の健康づくりを支援するよう、従業員が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努める必要があると考えられる。
- 県民の健康づくりを推進するには、県民の健康づくりを支援する社会環境の改善をさらに推進する必要があると考えられる。

## (参考) 条例に盛り込むことが考えられる項目

### 1 条例の目的・基本理念

#### (1) 目的

本県の健康づくり施策に関する基本理念を定め、県民、事業主、健康づくり関係者、行政の役割を明らかにするとともに、県の基本的な取組事項を定めることにより、県民一人ひとりが生涯を通じ、喜びと生きがいを感じながら自立と尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現（以下「健康長寿やまがたの実現」という）の推進し、もって県民の福祉の向上を図る。

#### (2) 基本理念

- ① 県民一人ひとりが健康づくりの重要性を理解し、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- ② 県民一人ひとりが、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを実践できるよう事業主、健康づくり関係者、行政等は個人の健康づくりを支援すること。

### 2 役割及び責務

#### (1) 県民の役割

- ① 県民は、基本理念に則り、以下の取組みを中心として自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努める。
  - ・ 生活習慣の改善（食生活、運動等）
  - ・ 各種健診等による自己の健康状態の把握
  - ・ 健康づくりに関する適切な情報の収集
- ② 県民は県が実施する健康長寿やまがたの実現に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

#### (2) 事業者の役割

- ① 事業者は、基本理念に則り、従業員が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努める。
- ② 県が実施する健康長寿やまがたの実現に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力する。

#### (3) 健康づくり関係者の役割

- ① 健康づくり関係者は、基本理念に則り、県民一人ひとりが自己にあった健康づくりに取り組める環境づくりに資するため、健康づくりに関する情報が正しく県民に伝達されるよう努める。
- ② 県が実施する健康長寿やまがたの実現に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力する。

#### (4) 市町村との連携

県は、健康長寿やまがたの実現に必要と認めるときは、市町村に対して協力を求め、市町村と連携した施策を実施するよう努める。

(5) 県の責務

- ① 県は、基本理念に則り、健康長寿やまがたの実現に向けた施策を策定し、実施する。
- ② 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市町村、事業者、健康づくり関係者、関係団体等と連携して取組を推進する。

**3 県による健康づくり施策の推進**

(1) 基本計画の策定

県民の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定める。

(2) 財政上の措置

県は、健康長寿やまがたの実現に資するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

以上